

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人DNP文化振興財団（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、定款第30条により、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤の理事の報酬等は月額とし、非常勤の理事の報酬等は理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤の各々の理事の報酬等月額は、別表第1「常勤理事の報酬等月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 監事の報酬等総額は、別表第2「監事の報酬等」に定める金額の範囲内とし、各々の監事の報酬等の額は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によ

て定めるものとする。

3 非常勤の各々の理事の報酬等は、別表3「非常勤の理事の報酬等」に定める定額とする。

4 各々の評議員の報酬等は、定款第15条に定める金額の範囲内において、別表第4「評議員の報酬等」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤の理事の報酬等は毎月一定の定まった日に支給し、監事の報酬等は毎年一定の定まった日に支給し、非常勤の理事、評議員の報酬等は理事会・評議員会の出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人DNP文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤の理事の報酬等月額

- ・専務理事 月額100万円（源泉徴収後）までの範囲内
- ・理事 月額80万円（源泉徴収後）までの範囲内

別表第2 監事の報酬等

- ・年間報酬総額 20万円（源泉徴収後）

別表第3 非常勤の理事の報酬等

- ・理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律1万円（源泉徴収後）

別表第4 評議員の報酬等

- ・評議員会出席等、必要の都度、謝金として1人一律1万円（源泉徴収後）

以上